

2024年3月19日

森脇 久紀

日本共産党の森脇ひさきでございます。

会派を代表して、本定例会に提案された議案25件、請願1件、陳情7件について、委員長報告のとおり決することに反対し、主なものについて理由を述べさせていただきます。

まず予算案件 議第1号 令和6年度岡山県一般会計予算 です。

いま日本社会は、「失われた30年」と言われる経済が停滞し、暮らしが厳しい状況にあります。低賃金の非正規雇用が若者、女性の2人に1人に広がり、実質賃金は10年間で年間24万円も減少、1996年のピーク時から64万円も落ち込み、30年前の水準に逆戻りしてしまっています。社会保障のためとされた消費税は、増税のたびに社会保障は縮減、老後の不安は増すばかりです。生活保護の申請は、コロナや物価高も影響し4年連続増加しています。高い学費のために背負わされている奨学金返済額は総額10兆円、この30年で7倍にも増えています。一方で、大企業・富裕層には減税が拡大され、大企業の内部留保は500兆円を超えました。

そういった状況のなかで編成される来年度予算ですが、県民の暮らしや地域産業を支えるという面で、希望が持てる新たな内容は、残念ながらほとんどありませんでした。

少子化対策として、「出会い・出産」に関する施策は充実されます。しかし、理想の子どもが持てない・持たない理由として常に上位にある「子育て・教育にかかる経済的負担」の軽減や賃金引き上げなどの施策は極めて貧弱です。力のある企業には「投資促進」「稼ぐ力」などと言って大盤振る舞いする一方で、厳しい営業を余儀なくされながらも地域のためにとがんばっている中小企業や小規模事業者に対する施策は、依然として貧弱です。

需要が増える見通しのない苫田ダムの水道用水使用権のために調整水量、出資金あわせて6億円も支出していることや、障害者の医療費には原則1割負担を押し付け、65歳を超えて新たに障害者と認定された場合には医療費助成の対象外としていることも大きな問題です。よって、議第1号に反対します。

予算案件はもうひとつ 議第3号 令和6年度岡山県国民健康保険事業特別会計予算 です。

国民健康保険財政安定化基金に21億7000万円の積み立てるための予算が計上されています。現在安定化基金は35億円も有しており、さらなる積み立てが必要なのが疑問です。積み立てる原資は、市町村が国保加入者から徴収した国保料・国保税です。円安、物価高騰で県民の暮らし、自営業者の営業が危機に瀕しているとき、県も、市町村が国保料・国保税の軽減がはかれるよう支援するべきです。よって議第3号に反対します。

次に事件案件 議第19号 岡山県広域水道企業団出資について です。一般質問で須増議員がとりあげましたが、将来どう考えても需要が増える見通しのない苫田ダムの水道用水使用

権に関係する出資であり、反対です。

次に、県有施設の使用料や各種手数料を値上げする条例のうち、議第35号をはじめ19件に反対します。使用料の値上げが提案されている「公の施設」は、文化・スポーツなど広く県民のみなさんが利用されている施設です。地方自治法に定める「公の施設」は、「住民の福祉の増進」を目的として設置されています。この点を踏まえれば、物価や光熱費の高騰など経費増額分は、利用者に求めるのではなく県が負担すべきです。よって、一連の条例に反対します。

次に、議第95号および議第98号、指定居宅サービス等の人員等の基準等を改める条例についてです。常勤換算で「1」とされていた介護職員等の配置基準を「0.9」にしようという点について、介護人材が不足する中でやむを得ない措置との意見もありますが、定数の削減は基本報酬の削減につながる危険もあります。ご存じのように、先日国は、訪問介護事業所の基本報酬引き下げを決めました。危機的な介護人材不足と物価高騰が続く中での引き下げに、「在宅介護の灯を消していいのか」「在宅介護の終わりののはじまり」など、かつてない大きな怒りの声があがっています。今必要なのは、介護に係る国庫負担を増やし、制度そのものを抜本的に拡充することであり、その思いも込めて、この2件に反対します。

次に、陳情第40号から42号の養護教諭の配置の充実を求める一連の陳情について 採択を求めます。

特に、養護教諭は、児童・生徒の体力、栄養状態等の把握、不安や悩みなど心の健康に関する把握と個別指導、救急処置、健康等に関する相談活動、学校の環境衛生活動、伝染病の予防など、その役割は学校における健康と安全の確保、児童・生徒への個別・集団指導など多岐にわたり、ますます重要になっています。

それにも関わらず、臨時的任用や会計年度任用など正規でない配置であったり、中規模校での複数配置を求める声があるのに県教委は「国に要望することは考えていない」とするなど、とうてい理解できません。委員長報告で不採択とされた、これら陳情の採択を求めます。

最後に、県議会に対する陳情第39号および陳情第43号の採択を求めます。県議会で審議された条例や県民の皆さんが提出した請願、陳情について、その結果はもちろんですが、特に、各議員・会派がどのような議論をおこないどのような態度をとったのか、当然、公開すべきです。また、政務活動費について、以前から求められていたすべての領収書公表が未だに実現していません。各議員が会派に支出した政務活動費を、会派が支出した場合の領収書は公表する必要はないという道理は全くありません。これまで何度も述べてきましたが、政務活動費の原資は県民の税金であり、領収書とともにその用途を明らかにするのは当然のことです。議会運営委員会が不採択とされた、これら陳情の採択を求め、討論を終わります。